平成２４年（フ）第１１号
川崎市麻生区百合丘１丁目４番地５
債務者　有賀　千佐
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
川崎市中原区宮内１丁目15番８号　第１大場荘202
債務者　小向　　貴
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
川崎市多摩区宿河原１丁目10番20号　レオパレス21イサヤマ102、前住所沖縄県沖縄市南桃原３丁目26番３号　コーポトクツネⅡ303号室
債務者　渡邉　一成
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
川崎市中原区上新城１丁目５番２号
債務者　天野　勝博
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
大阪府寝屋川市池田新町３番21号
債務者　酒匂　善文
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破 産 廃 止

平成１４年（フ）第１３６７６号
東京都渋谷区代々木２丁目７番２号―1102号、居所横浜市中区本牧原21番地ベイシティー本牧南１―104
破産者　山崎　茂樹
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産を廃止する。
３　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１５０５号
京都市伏見区深草大亀谷大谷町７番地１　グルミエール大谷202号
破産者　松芝　　秀
１　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
２　一般調査期日　平成24年４月10日午前11時
平成24年２月14日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２３号
大阪府守口市金田町４丁目１番10号
破産者　株式会社広洋
１　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
２　一般調査期日　平成24年４月25日午後３時
平成24年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７号
大分県中津市大字是則262番地５
破産者　小林　佳憲
１　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
２　一般調査期日　平成24年４月16日午後２時10分
平成24年２月14日
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第６０４３号
大阪市生野区新今里６丁目12番18号　ヒルトンコート302号室
破産者　冨田　正博
１　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
２　一般調査期日　平成24年４月23日午後３時30分
平成24年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６６号
京都市下京区梅小路本町62番地
破産者　吉川多津子
１　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
２　一般調査期日　平成24年４月10日午前11時30分
平成24年２月14日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９９８号
大阪府松原市松ケ丘１丁目５番27号
破産者　砂田　　豊
１　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
２　一般調査期日　平成24年５月17日午前11時30分
平成24年２月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
山口県山陽小野田市大字西高泊77番地１、旧住所山口県山陽小野田市中川１丁目５番16号
破産者　木原　貞子
１　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
２　一般調査期日　平成24年４月24日午前11時
平成24年２月14日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３２３号
愛媛県松山市木屋町４丁目139番地
破産者　有限会社松栄
１　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
２　一般調査期日　平成24年５月28日午前11時
平成24年２月13日　　松山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第６号
山口県防府市大字鈴屋807番地
破産者　原田　正道
異議申述期間　平成24年３月16日まで
平成24年２月14日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
山口市宮野上612番地31
破産者　齋藤　堅次
異議申述期間　平成24年３月16日まで
平成24年２月14日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１９０号
山口県岩国市尾津町５丁目11番１号
破産者　岩国水産市場株式会社
異議申述期間　平成24年３月26日まで
平成24年２月14日　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１７５号
福岡県田川郡添田町大字添田2471番地
破産者　日興ハーネス有限会社
異議申述期間　平成24年４月16日まで
平成24年２月14日　福岡地方裁判所田川支部